

令和4年度(2022年度)

事業計画書

熊本県産業技術センター

目 次

第1	はじめに	1
第2	管理運営	
1	組織機構	2
2	職員数の推移	2
3	業務分担表	3
4	職員名簿	5
5	予算状況	6
6	情報の発信	7
7	展示会等への出展	7
第3	政策方針事業	
1	技術交流研究開発事業	8
2	ものづくり研究開発事業	9
3	材料・地域資源研究開発事業	10
4	バイオ・食品研究開発事業	11
5	農産加工研究開発事業	12
6	農産加工研修指導事業	13
7	新規外部資金等活用事業	14
8	サステナブル機能性薄膜材料に関する開発支援事業	15
9	デジタル実装支援に係るデジタルものづくり中核人材育成事業	15
10	DX導入モデル企業支援事業	16
11	県内被災地域の食品加工産業への支援事業	16
第4	一般支援事業等	
1	一般支援事業	17
2	中核企業技術高度化支援事業	19
3	計量検定事業	19
第5	試験研究機器導入計画	
1	公益財団法人 JKA(競輪)補助事業	21
2	産業技術センター試験研究備品導入事業	21
3	県内中小企業のポストコロナ対応のための支援基盤整備事業	22
4	県南被災地域の食品加工産業への支援事業	22
第6	関連団体の事業	
1	熊本県産業技術振興協会	23
2	一般社団法人 熊本県溶接協会	23
3	熊本県ものづくり工業会	24
4	一般社団法人 熊本県計量協会	25
5	一般社団法人 熊本県工業連合会	25
6	熊本県発明協会	26
7	一般社団法人 熊本県情報サービス産業協会	27
	参考資料	
1	熊本県産業技術センター条例	28
2	熊本県産業技術センター処務規程	30
3	熊本県産業技術センターカスタムメイド試験研究実施要綱	36

第1 はじめに

熊本県産業技術センターの使命は、「売れるものづくり」を目指す地域企業のために、技術相談、設備開放、依頼試験・分析及び共同研究開発等を通じて技術的な支援をすることにあります。熊本県を株式会社为例えると、当センターは技術部の位置づけにあり、地域企業が県内外の組織と連携する際の橋渡し役を担い、挑戦する地域企業の研究・開発から事業化までを伴走支援することを目指しています。

私達は、「地域に、より貢献する産業技術センターへ」をスローガンに、未来を見据えた技術創造と人材育成を推進して参ります。特に、産業の活性化と未来社会の課題解決を両立させる技術開発や企業支援を目指します。そのために、地球温暖化や環境汚染、国内においては、人口減少、高齢化、自然災害といった未来社会の課題を、地域企業の皆さんと協力して産業技術により解決し、コロナ禍を乗り越えながら持続可能社会の実現（SDGs）に向けて努力して参ります。また、ウクライナや台湾情勢などの世界経済の不透明な状況を見据え、県の施策である「5つの安全保障」のうち、特に「経済の安全保障」の具体化に向け、地域企業支援の面から取り組みます。

具体的には、ニッチトップ技術の創出支援や技術高度化に向けた人材育成支援を積極的に進めます。さらに5年前の熊本地震や令和2年7月豪雨災害からの地域企業の復興支援やニューノーマル時代に対応するデジタル技術を活用したDX導入推進を行います。加えて令和3年度からスタートした「熊本県産業成長ビジョン」の実現や半導体関連産業の更なる発展に向け、新しいことに果敢に挑戦します。そして、次代を切り開く価値創造により新産業創出を具現化するイノベーションの拠点となれるよう努力して参ります。

私達は、保有する施設・機器を最大限有効活用し、地域の発展に向け邁進して参ります。県民の幸福と豊かさを実現するために、地域企業に寄り添い効果的かつ効率的な運営を進めることで、研究者や技術者の皆様が利用し易いセンターを目指していきますので、皆様のご理解・ご支援と一層のご活用をお願い致します。

令和4年（2022年）4月

熊本県産業技術センター

所長 土村 将 範

第2 管理運営

1 組織機構

<令和4年(2022年)4月1日現在>

職員数=46名

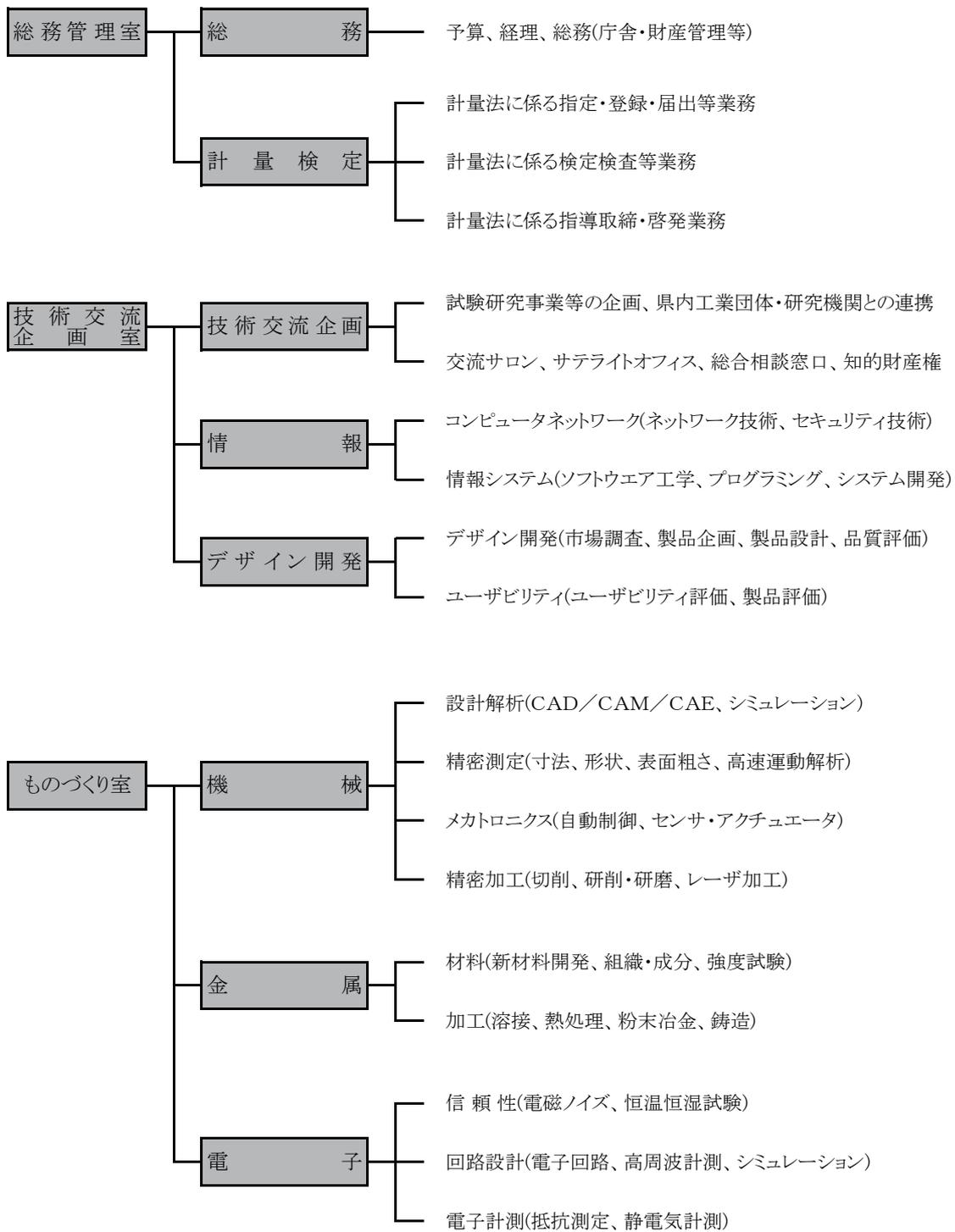
所長<技>	総務管理室 (6名)	室長(次長兼務)1、主幹1、参事4(うち1名は再任用)、主任主事1
次長<事>	技術交流企画室 (7名)	研究主幹兼室長1、研究参事2、研究主任4
	ものづくり室 (11名)	室長1、研究参事2、研究主任5、研究員2、技師1
次長<技>	材料・地域資源室 (7名)	研究主幹兼室長1、研究参事2、研究主任2、研究員2
産業振興顧問 <嘱>	食品加工技術室 (11名)	主幹兼室長1、参事1、研究参事4(うち1名は再任用)、研究主任2、研究員1、技師2(うち1名は再任用)

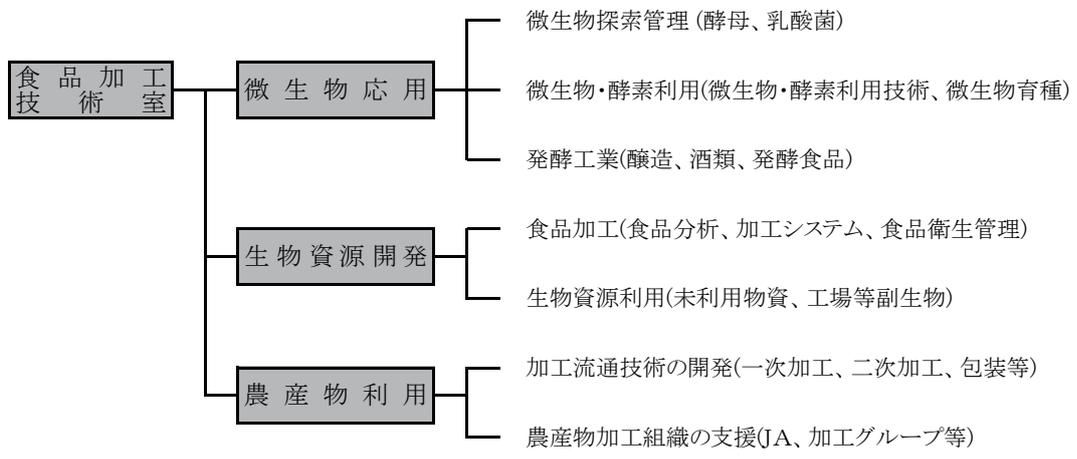
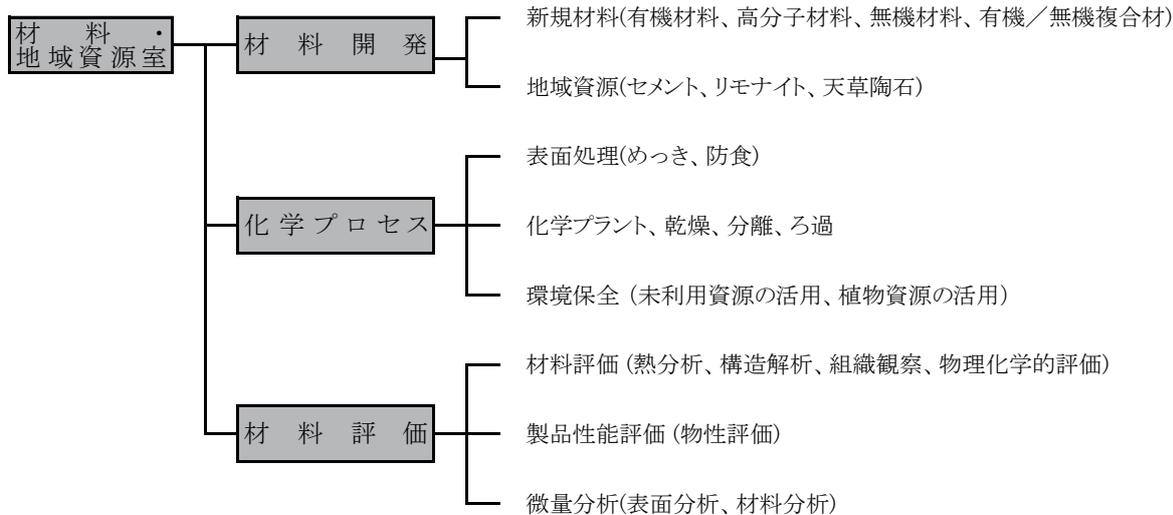
(注) 嘱: 特別職非常勤職員

2 職員数の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31(R1)	R2	R3	R4
研究職	33	31	29	31	33	31	30	31	32	31
事務職	8	8	9	10	9	9	8	8	7	7
技術職	7	7	3	3	3	3	3	3	3	4
技能職	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3
その他	2(嘱)	2 (任,嘱)	2 (任,嘱)	1 (嘱)						
計	54	51	46	49	50	48	46	47	47	46

3 業務分担表





4 職員名簿

部署及び職名		氏 名	部署及び職名	氏 名	
所 長		土村 将範	(ものづくり室)	研究主任	松枝 寛
次 長(事) (兼総務管理室長)		中山 智康		研究主任	前田 和輝
次 長(技)		森山 芳生		研究員	朝長 伸吾
産業振興顧問		今村 徹		研究員	池田 朋弘
総務管理室	(兼)室長	中山 智康		技 師	齋藤 幸雄
	主 幹	池松 育子	材料・ 地域資源室	研究主幹 (兼室長)	永岡 昭二
	参 事	古庄 昭典		研究参事	城崎 智洋
	参 事	吉竹 崇子		研究参事	堀川 真希
	参 事	植田 るみ		研究主任	大城 善郎
	参 事	井上 保司		研究主任	龍 直哉
	主任主事	荒兼 浩二		研究員	吉田 恭平
				研究員	野口 サララ
技術交流 企画室	研究主幹 (兼室長)	佐藤 達哉	食品加工 技術室	主 幹 (兼室長)	野田 孝博
	研究参事	中川 優		参 事	狩集 由美
	研究参事	甲斐 彰		研究参事	小田 明子
	研究主任	松尾 英信		研究参事	水上 浩之
	研究主任	石橋 伸介		研究参事	佐藤 崇雄
	研究主任	山口 良一		研究参事	田中 亮一
	研究主任	渡辺 秀典		研究主任	齋田 佳菜子
ものづくり室	室長	川村 浩二		研究主任	藤野 加奈子
	研究参事	道野 隆二		研究員	川口 真里奈
	研究参事	濱嶋 英樹		技 師	福田 和光
	研究主任	黒田 修平		技 師	荒木 眞代
	研究主任	村井 満			
	研究主任	百田 寛			

5 予算状況

(単位:千円)

事業名	令和2年度 当初予算	令和3年度 当初予算	令和4年度 当初予算	左の財源内訳						
				一般 財源	使用料 手数料	財産 収入	寄付金	国庫	諸収入	
人件費	359,413	373,218	347,120	347,120	0	0	0	0	0	
政策方針事業	技術交流研究開発事業	2,000	2,000	2,000	2,000	0	0	0	0	0
	中小企業におけるDX導入による生産性向上に関する研究開発	2,000	2,000	2,000	2,000	0	0	0	0	0
	ものづくり研究開発事業	3,031	3,031	3,031	3,031	0	0	0	0	0
	県内製造現場における「ものづくり」の次世代化に資する研究	3,031	3,031	3,031	3,031	0	0	0	0	0
	材料・地域資源研究開発事業	2,222	2,222	2,222	2,222	0	0	0	0	0
	持続可能・環境低負荷型材料・プロセスの開発	2,222	2,222	2,222	2,222	0	0	0	0	0
	バイオ・食品研究開発事業	2,134	2,134	2,134	2,134	0	0	0	0	0
	食品の機能性向上及び特性評価に関する研究	2,134	2,134	2,134	2,134	0	0	0	0	0
	農産加工研究開発事業	2,220	2,220	2,220	2,220	0	0	0	0	0
	新規外部資金活用事業	137,606	219,261	195,483	0	0	0	0	0	195,483
	国等の新規提案公募型事業	101,406	183,021	167,333	0	0	0	0	0	167,333
	カスタムメイド試験研究事業	33,200	33,240	25,300	0	0	0	0	0	25,300
	商品企画プロジェクト事業	3,000	3,000	2,850	0	0	0	0	0	2,850
	サステナブル機能性薄膜材料に関する開発支援事業	0	9,211	9,211	9,211	0	0	0	0	0
	デジタル実装支援に係るデジタルものづくり中核人材育成事業	0	7,994	7,988	4,196	0	0	0	3,792	0
	DX導入モデル企業支援事業	0	9,063	9,075	4,878	0	0	0	4,197	0
	県内被災地域の食品加工産業への支援事業	0	11,000	11,780	6,069	0	0	0	5,711	0
	小計	149,213	268,136	245,144	35,961	0	0	0	13,700	195,483
	投資事業	産業技術センター試験研究備品導入事業	11,000	6,113	8,992	4,992	0	0	4,000	0
一般支援事業(投資分) JKA(競輪)補助事業		32,072	30,544	32,037	10,679	0	0	0	0	21,358
小計		43,072	36,657	41,029	15,671	0	0	4,000	0	21,358
部局別枠予算	運営管理費	73,144	68,677	71,880	51,926	12,872	638	0	0	6,444
	技術指導育成事業	346	186	48	48	0	0	0	0	0
	中核企業技術高度化支援事業	11,993	11,993	11,993	11,993	0	0	0	0	0
	センター設備緊急修繕事業	5,510	2,913	2,761	2,761	0	0	0	0	0
	研修指導事業(食品加工室)	585	468	410	80	330	0	0	0	0
	産業技術センターホームページシステム	6,930	0	0	0	0	0	0	0	0
	一般支援事業	6,617	5,540	4,886	2,323	1,750	13	0	0	800
	一般支援事業	6,491	5,439	4,866	2,323	1,730	13	0	0	800
	依頼試験事業(食品加工室)	126	101	20	0	20	0	0	0	0
	計量検定事業	24,755	24,533	24,588	18,060	6,528	0	0	0	0
	計量器検定事業	18,457	18,163	18,236	11,708	6,528	0	0	0	0
	計量器定期検査事業	6,105	6,177	6,164	6,164	0	0	0	0	0
	計量関係取締事業	193	193	188	188	0	0	0	0	0
小計	129,880	114,310	116,566	87,191	21,480	651	0	0	7,244	
合計	681,578	792,321	749,859	485,943	21,480	651	4,000	13,700	224,085	

6 情報の発信

(1) 報告書等の発行・発信

- ・ 令和4年度(2022年度) 事業計画書の発行
- ・ 令和3年度(2021年度) 業務報告書の発行

(2) 技術情報等の発信

- ・ 熊本県産業技術センターメールマガジン(お知らせメール)の配信(随時)

(3) ホームページ運営(更新と情報機能強化)

- ・ ホームページアドレス <https://www.kumamoto-iri.jp/>

7 展示会等への出展

- ・ 九州・沖縄 産業技術オープンイノベーションデー
九州・沖縄地域 企業&公設試・産総研合同成果発表会
(主催:産業技術総合研究所九州センター・九州経済産業局)

第3 政策方針事業

1 技術交流研究開発事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
中小企業におけるDX導入による生産性向上に関する研究開発 R4～R5	新規	コロナ禍によるサプライチェーンの分断、急激な市場動向の変化、働き手不足など県内企業を取り囲む課題は深刻さを増してきている。その解決策の一つであるDX導入において、低コストで高い効果が得られるシステム構築を図るために、安価な汎用センサを活用しつつも、複数組み合わせることによって、信頼性を高めると共に、生産性の向上を図る技術の開発を行う。	◎総括 佐藤(達)	2,000 (千円)
DX導入における汎用センサ応用に関する研究開発 R4～R5	新規	<p>中小企業のDX導入においては、現場特有の複雑なデータの計測やヒューマンエラーへの対応等に対して、低コストで検出するシステムが求められている。そこで、安価な汎用センサを複数組み合わせることで、より広範囲に応用できるデータの推定を行い、生産性向上に有益な情報を計測、分析するための技術を開発する。</p> <p>①センシングデバイスの現場特有の環境への適合性向上や応用展開を目指し、冗長化やソフトセンサを検討する。</p> <p>②安価で汎用的なセンサを活用し、作業手順や動作の検出方法を開発し、ヒューマンエラー等を検出する方法について検討する。</p>	佐藤(達)、 渡辺、山口、 石橋、松尾、 甲斐、中川	

2 ものづくり研究開発事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
県内製造現場における「ものづくり」の次世代化に資する研究 R4～R6	新規	県内に集積している半導体・自動車関連の中小企業を対象に、製品品質の安定化及び生産性向上による競争力の強化、人手不足問題の低減、さらにDX導入障壁への緩和を実施することによって、県内製造現場における「ものづくり」の次世代化を目指す。	◎総括 川村	3,031 (千円)
輸送用機器構造材における次世代品質評価技術の開発 R4～R6	新規	ものづくり現場において次世代へ伝承可能な品質評価技術の構築を図るため、以下のテーマに取り組む。 ①微小試験片を用いた強度特性評価法の確立 ②品質評価の高度化を実現する数値シミュレーション技術活用法の検討 ③X線CT画像を用いた次世代品質管理法の構築	百田、濱嶋、池田、齋藤、村井、川村	
個別最適を効率的に実現する次世代DX構築技術の開発 R4～R6	新規	効率的に個別最適なDX構築を実現するため、以下のテーマに取り組む。 ①エッジコンピュータと最新ソフトウェア活用によるDX構築技術開発 ②DX構築デバイスの選定とソフトウェア(デバイスドライバ)の開発	朝長、黒田、前田、松枝、道野	

3 材料・地域資源研究開発事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
持続可能・環境低 負荷型材料・プロ セスの開発 R2～R4	継 続	SDGs の考えを取り入れた環境調 和材料・プロセスを開発すること を目的として、3 つの試験研究、構造 材料、機能材料、水関連プロセスの 開発を推進し、環境共生型産業分 野への展開を図る。	◎総括 永岡	2,222 (千円)
環境低負荷型 構造材料に関 する基礎開発 R2～R4	継 続	①多糖ナノファイバーやセラミックス からの構造材料を開発し、建築 材や構造を保つための、部材の 開発を実施する。 ②硝子関連部材としての補強効果 や遮熱効果を発現する材料の開 発を実施する。 ③床材、屋根材としての補強・断熱 効果、消臭効果を有する材料の 実現。 特許創出(シーズ創出)と新規外 部資金の獲得、化学・材料関連 を取り込んだ技術移転	堀川、城崎、 龍、永岡、 吉田、野口	
環境低負荷型 表面機能材料 に関する基礎 開発 R2～R4	継 続	①新規表面機能材料プロジェクトの 発足。 ②新規医工連携プロジェクトの発 足。	城崎、大城、 永岡、吉田	
環境低負荷型 水関連プロセス の基礎開発 R2～R4	継 続	①部品洗浄技術への応用 部品やめっき槽の清掃におい て、効率的に洗浄できる技術を バブル水で検討する。 ②成形体の加工技術への応用 加工技術・・・ポリマーの表面・ 内部の構造を制御できる技術を 確立する。	永岡、吉田、 野口	

4 バイオ・食品研究開発事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
食品の機能性向上及び特性評価に関する研究 R2～R4	継 続	県内の食品産業からの要望の高い微生物の探索および商品開発、食品の品質向上・商品開発に関する評価技術に係る研究を実施する。	◎総括 野田	2,134 (千円)
食品産業に寄与する有用微生物の機能性成分に関する研究 R2～R4	継 続	①乳酸菌の活用研究 構築した県産乳酸菌ライブラリーの活用し、新たな製品開発等の支援に繋げる。 ②酒類製造における酵母の活用研究 新規スクリーニング法を用いた焼酎酵母開発、酵母由来の香り成分の効率的生産の条件検討と分離を行い酒類製造技術を開発する。	田中、齋田、 荒木	
メタボローム解析を利用した発酵・醸造食品のプロファイリングに関する研究 R2～R4	継 続	食品の新たな評価法として要望が多いメタボローム解析(個別成分の定量ではなく網羅的に成分解析すること)技術を確立し、県内企業に食品のプロファイリング技術を提供する。	佐藤(崇)、 藤野、荒木	
複合ゲル食品の物性コントロールに関する研究 R2～R4	継 続	食感に関わる嗜好性・機能性向上による商品開発支援のため、複数のゲル化剤を用いて調製する複合ゲルを試料に、物性を予測するための技術構築と実用性評価試験を実施する。	藤野、 佐藤(崇)、 荒木	

5 農産加工研究開発事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
地域資源を活用した高付加価値化に関する研究 R2～R4	継 続	<p>県産農畜産物、加工品の付加価値を高め市場での販売力や商品開発力の向上につなげるため、成分含量や食感、味覚などおいしさにつながる項目を数値化した総合的な評価法に関する研究を行う。</p> <p>また、傷みやすく消費期限の短いカットフルーツ等に対して鮮度保持可能な殺菌包装技術等を確立する。</p>	◎総括 野田	2,220 (千円)
分析データにもとづく食品の総合評価と商品開発に関する研究 R2～R4	継 続	<p>○農畜産物の総合評価に関する研究</p> <p>肉質評価には表れない官能成分等を可視化することであか牛のおいしさを総合的に評価する。</p>	川口、水上、小田、佐藤(崇)	
県産果実を利用したカットフルーツにおける消費期限延長に関する研究 R2～R4	継 続	消費期限を1週間程度まで長くするための殺菌・保存技術を確立する。	小田、水上、川口	

6 農産加工研修指導事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
加工技術向上事業	継 続	<p>県内の食品企業や法人を含めた農産加工組織に対して、ニーズに応じた加工技術及び人材育成支援を図り、新商品開発へつなげる</p> <p>① 食品企業、農業団体、法人を含めた農産加工組織等を対象に技術研修会を開催する。</p> <p>② 加工食品の開発や改良を目的とした試作や技術研修を実施する。</p> <p>③ 地域での課題解決のため、要請に対応した現地指導・現地研修を行う。</p>	狩集、福田	410 (千円)
農商工連携推進事業	継 続	<p>県内農業者(農業法人)や農産加工組織等と食品産業との連携及び情報共有が円滑に行えるよう農商工連携推進事業を行う。</p> <p>① マッチングや連携活動による県産農作物活用の新製品開発支援の実施</p> <p>② 農商工連携支援に役立つニーズ調査を実施</p>	狩集、福田	

7 新規外部資金等活用事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
国等の提案公募型事業	継 続	<p>地域企業の新技術・新製品開発を支援するために、国等の研究資金の獲得を目指す。</p> <p>① 日本学術振興会科学研究費補助金</p> <p>② 科学技術振興機構研究成果最適展開支援プログラム</p> <p>③ その他の国の競争的研究資金制度</p>	各室担当者	167,333 (千円)
カスタムメイド試験研究事業	継 続	<p>個々の企業に合わせた研究開発や測定・分析などの要望に対応するため、企業から必要経費及び技術ノウハウ料を受け入れて試験研究を実施する。</p> <p>以下に掲げる項目のいずれかに該当し、かつ、センターの業務遂行上支障がないと認められる場合に受け入れる。</p> <p>① 熊本県内に事業所を有する企業者及びこれらで組織される団体の製品及び製造工程の開発・改良等に寄与するもの</p> <p>② 県の産業振興に寄与するもの</p>	各室担当者	25,300 (千円)
シーズ創造プログラム事業	継 続	<p>永続的な“売れるものづくり”を実践するため、研究員の将来的な技術資産等(シーズ)蓄積を図る。</p>	各室担当者	2,850 (千円)

8 サステナブル機能性薄膜材料に関する開発支援事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
サステナブル機能性薄膜材料に関する開発支援事業	継続	<p>本研究では、人と環境に優しい材料(植物資源など)および製造プロセスの開発を念頭に置き、①省エネ対策遮光材料の開発、(温暖化対策、省エネ)②人に優しい医療治癒材料の開発、③次世代パワー半導体・平滑化システムの開発、④副生成物を出さない脱フッ素被膜化技術の開発の新規被膜材料に関する4つの課題を掲げた。</p> <p>これら GSC プロセスを鑑みた材料・プロセス技術を活用した機能性薄膜を基軸とし、新規環境・エコビジネスの萌芽を促す。</p>	城崎、堀川、永岡、龍、大城、納寄、川村、齊田、佐藤(崇)、吉田	9,211 (千円)

9 デジタル実装支援に係るデジタルものづくり中核人材育成事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
デジタル実装支援に係るデジタルものづくり中核人材育成事業	継続	<p>デジタル実装技術の導入・運用を担う中核技術者(中堅社員、現場リーダー、工場長など)の人材育成を目的に、産学官連携による技術普及講習会等を実施する。</p>	道野、佐藤(達)、川村、濱嶋、石橋、黒田、山口、渡辺、前田、朝長、大城、田中	7,988 (千円)

10 DX 導入モデル企業支援事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
DX 導入モデル企業支援事業	継続	DX (IoT、AI、ロボット、5G など) の導入等に積極的な企業に伴走型の支援を実施し、DX 導入モデル企業を複数生み出し水平展開することで、県内企業への DX の導入および定着を推進する。	道野、佐藤(達)、川村、濱嶋、石橋、黒田、山口、渡辺、前田、朝長、大城、田中	9,075 (千円)

11 県内被災地域の食品加工産業への支援事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
県内被災地域の食品加工産業への支援事業	継続	<p>令和2年7月豪雨で被害を受けた醸造食品企業の創造的復興を目指し、焼酎や味噌醤油蔵元の微生物資源を分離収集、解析と商品の再現や新商品開発を推進する。</p> <p>また、球磨川流域をはじめ県南地域に存在する醸造食品企業の微生物資源を解析保存することにより、災害等が起きた際、保管した微生物資源を活用して迅速な再建を支援できる体制を構築する。同時に食品加工企業におけるBCP(事業継続計画)策定を推進する。</p>	田中、佐藤(崇)、齋田、藤野、荒木	11,780 (千円)

第4 一般支援事業等

1 一般支援事業

(1) 技術課題等の解決のため、技術相談・技術指導を行います。

(2) 当センターが保有する設備機器の開放を行います。

以下に記載するものは設備機器の一部ですが、その他の設備機器及び使用料等詳細については、当センターのホームページをご覧ください。

【 熊本県産業技術センターホームページ・・・<https://www.kumamoto-iri.jp/> 】

設置場所	設備機器名	概要
機械加工実験室 など (精密機械分 館、電子機械分 館)	超高速ビデオ撮影装置 	高速運動の観察・解析
	X線CT検査装置	非破壊で内部欠陥検査や簡易寸法を計測
	電子線マイクロ アナライザー(EPMA)	精密機械部品や半導体回路の表面の元素を検出
	レーザ顕微鏡 	三次元の表面形状を観察
	EMI計測システム 	電子機器から発生する電磁ノイズを測定
	恒温恒湿器 	温・湿度に関する耐環境試験
	CAD/CAM/CAE システム 	コンピュータ支援による設計、加工システム
	TDRオシロスコープ 	電気信号伝送性能を測定
	硬さ標準システム	ビッカース硬さを測定、自動マッピング可能
	CNC旋盤 	NC旋盤とマシニングセンタの機能を持った工作機械
	射出成形機 	主に熱可塑性樹脂を所望の形状へ加工
	混練性・押出性試験機 	ゴムやプラスチックなど、材料の加工性を評価
	騒音計	製品から発生する音の定量的評価、音源探査も可能
	真空脱脂焼結炉 	真空や不活性ガス雰囲気中での熱処理
	3Dプリンタシステム	3Dデータから直接3Dモデルを造形
	非接触三次元デジタイザ	測定物の表面形状を高密度な三次元点群データとして出力
	多軸複合加工支援 システム 	同時5軸加工機、機上計測装置及びCAMを組み合わせた複合的な加工支援システム
	非破壊検査システム 	超音波および過電流による探傷
	多機能CAEシステム 	コンピュータ支援による設計検証・性能評価
	高周波計測システム 	電磁波ノイズの測定および耐性の評価
摩擦摩耗試験システム	摩擦抵抗や摩耗度合いを測定	
大規模流体解析システム	対象物内外の流れを解析する設計支援システム	
分光スペクトル解析システム	微小な色の違いをスペクトルで捉えることができるシステム	

設置場所	設備機器名	概要
ケミカル材料試験室・機器分析室・耐環境試験室など	EDS付走査型電子顕微鏡	材料や部品等の微細構造観察と組成分析
	耐候性試験装置	材料・製品等への紫外線照射による材料評価
	塩水噴霧装置	製品・部品等への塩水噴霧による耐食性評価
	蛍光X線分析装置	製品・部品等に対する不純物等の非破壊元素分析
ケミカル材料試験室・機器分析室・耐環境試験室など (本館、精密機械分館、電子機械分館)	小角散乱付き X 線回析装置	結晶構造の評価
	ICP 発光分光分析装置	溶存金属の定量分析
	比表面積測定装置	粉体の表面積の評価
	接触角計	材料表面のぬれ性評価
	粒子物性評価装置	ゼータ電位、粒子径測定
	ラマン分光分析装置	ラマンスペクトルによる物質の同定
	分光光度計	透過率、反射率の測定
	粘度計	粘度の測定
	示差熱重量同時測定装置	物質の示差熱重量の測定
	示差走査熱量計	物質の示差熱量の測定
	粒子圧壊力測定装置	微粒子の力学強度の評価
	元素分析測定装置	有機化合物の元素分析、C, H, N, S の分析
食品機器分析室など (食品加工分館、本館)	ガスクロマトグラフ 質量分析計	揮発性物質(香り成分など)の定性及び定量分析
	液体クロマトグラフ 質量分析計	高極性物質の定性及び定量分析
	紫外可視分光光度計	液体試料のスペクトル測定、定量分析
	マイクロ波プラズマ 原子発光分光分析装置	ミネラル等の元素分析
	トランス脂肪酸分析装置	トランス脂肪酸の定量分析
	顕微鏡システム	微生物や食品中の異物等の観察及び画像撮影
	振とう培養機	酵母など微生物の培養
	味認識装置	塩味や旨味などの味の相対的評価
食品加工試作実験室 (食品加工分館)	電気式オーブン	食品の加熱加工と多機能加熱調理が可能
	真空凍結乾燥機	野菜や果物など復元性を目的とする乾燥
	超微粒粉碎機	食品やその原料の粉碎
	果汁飲料製造装置	果汁飲料、ドレッシング、ソース等を容器に定量充填が可能
	食品用高圧殺菌機	食品の加圧加熱殺菌
	減圧加熱煮練機	減圧下で濃縮した高品質ジャム・エキス等の製造
	穀類粉碎機	穀類等の粉碎
	食品用乾燥システム	水分減少をモニタリングしながら食品の乾燥が可能



印がついている機器は、公益財団法人 JKA(競輪)の補助を受けて導入しました。

※公益財団法人 JKAは競輪とオートレースの振興法人です。

(3) 依頼試験・分析等を行います。

ご希望の方は、事前に分析内容等について当センターにメール又は電話にてお尋ね下さい。

また、手数料については、当センターホームページをご覧ください。

【 熊本県産業技術センターホームページ・・・<http://www.iri.pref.kumamoto.jp/> 】

担当部署	項目	内 容
ものづくり室	機械試験	金属・機械材料強度試験
	金属試験	非破壊検査、溶接曲げ、マクロ試験、金属組織、金属分析
	形状測定	三次元形状測定、平面度測定、真円度測定、表面粗さ測定、レーザ顕微鏡(表面観察、非接触表面粗さ測定)等
材料・地域資源室	物性分析	有機材料、高分子材料、無機材料、鉱物
	表面分析	無機材料、有機材料、高分子材料
	構造分析	有機材料、高分子材料、無機材料、鉱物
食品加工技術室	食品試験	食品成分分析、微生物・酵素試験、食品化学・物理試験

(4) 企業の技術者や研究者、高専生、大学学部生、大学院生等を一定期間受け入れ、技術者養成を行います。

(5) 企業技術者の専門的知識の向上・改善を図るため、技術普及講習会や研修会を開催します。(別表1を参照)

(6) 熊本県みそ醤油工業協同組合から委託を受けて、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく醤油の格付検査を実施します。(しょうゆ農林規格格付け事業)

2 中核企業技術高度化支援事業

当センターが構築したコンピュータネットワークシステムを利用して、中核企業・進出企業等の技術開発及び技術の高度化を積極的に支援します。

3 計量検定事業

(1) 計量関係事業者(製造、修理、販売、計量証明、適正計量管理等)の登録・届出の受付や指定等を行います。

(2) 特定計量器の検定・検査を実施します。

① 検定検査に必要な質量基準器(例:はかり、分銅)、体積基準器(例:基準タンク)等の基準器検査

② タクシーメーター、自動車等給油メーター、水道メーター、質量計等の検定

③ はかり等の定期検査(指定定期検査機関へ委任)

(3) 取引や証明での適正な計量を確保するために、商品量目立入検査、特定計量器立入検査、事業所等立入検査等の指導取締を行います。

(4) 計量制度の普及啓発のため、計量教室等を開催します。

(5) 主任計量者試験を実施します。

(別表1)

技術普及講習会・研修会実施計画

	講習会・研修会等の名称	回数	予定年月 (R=令和)	備考
企画室 技術交流	技術普及講習会 (情報技術)	2	R4.7 ～R5.3	熊本県産業技術振興協会 ものづくり専門部会と共催
	技術普及講習会 (デザイン開発)	1	R4.7 ～R5.3	熊本県産業技術振興協会 ものづくり専門部会と共催
ものづくり室	技術普及講習会 (CAD/CAM/CAE)	3	R4.6 ～R5.3	熊本県産業技術振興協会 ものづくり専門部会と共催
	技術普及講習会 (金属材料分析)	2	R4.7 ～R5.2	熊本県産業技術振興協会 ものづくり専門部会と共催
	技術普及講習会 (電子技術)	3	R4.6 ～R5.3	熊本県産業技術振興協会 ものづくり専門部会と共催
	技術普及講習会 (機械加工・計測技術)	2	R4.7 ～R5.3	熊本県産業技術振興協会 ものづくり専門部会と共催
材料・地域資源室	赤外分光分析に関する技術講演会(Web)	1	R4.6	熊本県産業技術振興協会 材料・地域資源専門部会と共催
	蛍光 X 線分光分析に関する講演会(Web)	1	R4.8	熊本県産業技術振興協会 材料・地域資源専門部会と共催 科学技術振興機構と共催
	有機材料に関する講演会 (Web)	1	R4.10	熊本県産業技術振興協会 材料・地域資源専門部会 熊本大学と共催
	セルロース材料に関する講演会(Web)	1	R4.12	熊本県産業技術振興協会 材料・地域資源専門部会 ナノセルロースジャパンと共催
	表面技術に関する講演会 (Web)	1	R5.2	熊本県産業技術振興協会 材料・地域資源専門部会と共催
	セラミックスに関する講演会(Web)	1	R5.3	熊本県産業技術振興協会 材料・地域資源専門部会と共催
食品加工技術室	食品衛生管理講習会	1	R4.7	熊本県産業技術振興協会 食品加工専門部会と共催
	酒類基礎技術講習会	1	R4.7 ～R5.3	熊本県産業技術振興協会 食品加工専門部会等と共催
	食品加工技術研修会	4	R4.7 ～R5.2	くまもと農業アカデミーとの共催
	人材育成セミナー	4	R4.7 ～R5.3	熊本県産業技術振興協会 食品加工専門部会等と共催

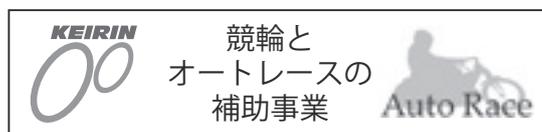
※ 具体的な日程は、当センターホームページ等で確認してください。

【 熊本県産業技術センターホームページ・・・<https://www.kumamoto-iri.jp/> 】

第5 試験研究機器導入計画

県内中小企業等に対する技術指導や依頼試験等に必要となる試験研究機器について、以下の事業を活用して導入する予定です。

1 公益財団法人 JKA(競輪)補助事業



(令和4年度に導入予定の機器)

名 称	機 器 の 概 要
レーザー顕微鏡	本測定機器は、サンプルを高解像度・高コントラストの三次元データに変換し、短時間でサブミクロンオーダーの観察・測定が可能な顕微鏡である。これにより、半導体製品におけるレジストの膜厚やめっき(表面処理)製品における表面粗さなどが非接触かつ簡便に測定できる。さらに、量産品等における微細な表面のキズや異物などの観察にも有効であり、微細形状を有する製品の品質管理に寄与する。

2 産業技術センター試験研究備品導入事業

(令和4年度に導入予定の機器)

名 称	機 器 の 概 要
卓上型EDX装置	非破壊かつ大気圧下で固体・粉体・液体などの元素分析を行う装置であり、食品や医薬品、製品に付着または混入した異物の特定を実施することができる。
環境抵抗性試験システム	温度、湿度を設定することができ、食品や材料の保存試験、賞味期限・消費期限の設定のための試験、発酵・醸造産業に欠かせない微生物の培養条件の検討、プラスチック・繊維など材料の耐久試験を行うことができます。

3 県南被災地域の食品加工産業への支援事業

(令和4年度に導入予定の機器)

名 称	機 器 の 概 要
大容量遠心分離機	遠心力を利用して、比重の異なる様々な物質を液体中から分離する装置です。培養液やもろみ中に含まれる微生物の選別、酵素・たんぱく質等の分離精製に使用します。

第6 関連団体の事業

1 熊本県産業技術振興協会

1 目的

本県産業の進歩発展を図るため、熊本県産業技術センターに協力し、産業技術の向上と合理化を図り、会員相互の親睦を深めていきます。

2 事業計画の概要

- (1) 熊本県産業技術センターメールマガジンによる各種情報の発信
- (2) 専門部会による技術普及講習会等の開催
- (3) 熊本県収入証紙の売りさばき

3 事務局

熊本県産業技術センター 本館1階総合執務室内
電話(代表) 096-368-2101(内線 259)
FAX 096-369-1938
E-mail kawabe@kumamoto-iri.jp

2 一般社団法人 熊本県溶接協会

1 目的

県内関係業界と地元大学及び熊本県産業技術センターの相互連携のもと、県内企業の溶接に関する技術、技能の向上及び普及を図ります。

2 事業計画の概要

(1) 溶接技能者評価試験の実施

予備講習会(年月日)	学科及び実技試験日	場 所
第1回 令和4年4月10日(日)	4月16日(土)、17日(日)、 18日(月)、23日(土)	熊本県産業技術センター 人吉農芸学院(4/19のみ)
第2回 令和4年8月14日(日)	8月20日(土)、21日(日)、 22日(月)、27日(土)	熊本県産業技術センター 人吉農芸学院(8/23のみ)
第3回 令和4年12月4日(日)	12月10日(土)、11日(日)、 12日(火)、17日(土)	熊本県産業技術センター 人吉農芸学院(12/6のみ)

(2) 溶接技術競技大会・表彰式の開催及び参加

名 称	開催年月日	場 所
第55回 熊本県溶接技術競技大会	令和4年9月17日(土) 表彰式(未定): 令和4年12月15日(木)	熊本県産業技術センター
第52回 九州・沖縄地区 溶接技術競技会	令和4年5月29日(日)	九州地区溶接技術検定 委員会(福岡県北九州市)
第67回 全国溶接技術競技会	令和4年9月24日(土) 25日(日)	青森県立青森工業高校 (青森県)
第6回 熊本県高校生溶接技術 競技会	令和4年7月2日(土)	熊本県産業技術センター
第14回 九州地区高校生溶接技術 競技会	令和4年8月17日(水)	熊本県産業技術センター (熊本県)

3 事務局

熊本県産業技術センター 電子機械分館1階事務室内
電話(直通) 096-369-5519
FAX 096-369-5724
E-mail yokyo-s@kumamoto-iri.jp

3 熊本県ものづくり工業会

1 目的

「ものづくり」の基盤をなす事業団体として、その「ものづくり」の進歩発展のため、産学官の相互連携による生産技術、経営の向上と合理化を図ります。

2 事業計画の概要

- (1) 総会 令和4年5月20日(金)KKR ホテル熊本
- (2) 理事会 (6回/年)
- (3) 射出成形講習会
・実技講習会 (5・6月:熊本県立技術短期大学校)
- (4) 先進地見学会 (11月予定)
- (5) 新春講演会 (1月予定)
- (6) 分科会 (2回/年 予定)

3 事務局

熊本県産業技術センター 電子機械分館1階事務室内
電話(直通)/FAX096-365-3938
E-mail monodukuri@jqkk.jp

4 一般社団法人 熊本県計量協会

1 目的

本県の計量に関する知識の普及・啓発、計量に関する調査・研究及び計量法に基づく検査事業等を行うことにより、計量に関する知識及び技術の向上並びに計量管理の推進を図り、もって県民の経済発展及び文化の向上に寄与することを目的としています。

2 事業計画の概要

- (1) 計量に関する知識の普及・啓発
- (2) 計量に関する調査・研究
- (3) 計量に関する情報の収集及び提供
- (4) 計量に関する講演会、講習会等の開催
- (5) 計量関係功労者等の表彰
- (6) 関係行政機関及び関係団体との協調・連携
- (7) 計量器代検査に関する事業
- (8) 指定定期検査機関に関する事業
- (9) 指定計量証明検査機関に関する事業
- (10) 計量器検定業務事業
- (11) 熊本県収入証紙の売りさばき
- (12) その他目的を達成するために必要な事業

3 事務局

熊本県産業技術センター 電子機械分館1階事務室内
電話(直通)096-367-7816
FAX 096-288-9972
E-mail kuma-keikyou@feel.ocn.ne.jp

5 一般社団法人 熊本県工業連合会

1 目的

- (1) 熊本県内誘致企業と地場企業との生産連携強化
- (2) 大学や行政機関とのネットワーク形成
- (3) 既存団体間の連携強化

2 事業計画の概要

- (1) 半導体関連・自動車関連等のビジネス部会や研究会の運営によるビジネスチャンスの創出
- (2) 各種展示会への出展支援をはじめ、販路拡大のための総合支援
- (3) トップマネジメントセミナーや中堅社員研修等の人材育成
- (4) 大学や高等専門学校との包括連携に基づくビジネス機会の創出
- (5) 熊本県知事及び熊本市長への施策提言
- (6) 工業大賞の顕彰

3 事務局

熊本県産業技術センター 電子機械分館3階

電話(直通) 096-285-8131

FAX 096-214-2030

E-mail kenkoren@kenkoren.gr.jp

6 熊本県発明協会

1 目的

発明の奨励・産業財産制度の普及等の事業を推進し、地域の活力・技術開発を支援します。

2 事業計画の概要

- (1) 九州地方発明表彰事業
- (2) 熊本県発明工夫展開催事業
- (3) 全日本学生児童発明くふう展への出展
- (4) 未来の科学の夢絵画展への出展
- (5) 全国発明表彰への推薦
- (6) 荒尾少年少女発明クラブへの事業協力

3 事務局

熊本県産業技術センター 電子機械分館3階((一社)熊本県工業連合会内)

電話(直通) 096-360-3291

FAX 096-360-3291

E-mail jiii-43@gaea.ocn.ne.jp

7 一般社団法人 熊本県情報サービス産業協会

1 目的

県下の情報サービス産業が抱える共通課題を解決すべく結束し、産学官の連携を図りつつ、高度情報化社会のリーダーとして地域社会に貢献します。

2 事業計画の概要

- (1) ITビジネス委員会および研究会部会によるビジネスの創出
- (2) 各種セミナーによる技術支援及び啓発
- (3) 産学官連携によるビジネスモデルの創出
- (4) 各種IT展示会への出展支援
- (5) 熊本県知事及び熊本市長への施策提言

3 事務局

熊本県産業技術センター 電子機械分館3階

電話(直通)096-285-8131

FAX 096-214-2030

E-mail kenkoren@kenkoren.gr.jp

熊本県産業技術センター条例

(昭和27年6月14日条例第42号)

熊本県工業試験場設置条例を公布する。

熊本県産業技術センター条例（題名改正・平成19年条例第22号）

（設置の目的）

- 第1条 産業技術及び農林水産物の加工に関する研究開発、指導及び支援並びに適正な計量の実施の確保を行い、もって県内産業の振興を図るため、熊本県産業技術センター(以下「センター」という。)を置く。
- 2 センターの事務を分掌させるため、センターに支所を置くことができる。

（位置）

第2条 センターは、熊本市に置く。

（組織）

第3条 センターに所長及び必要な職員を置く。

（所長）

第4条 所長は、知事の命を受け、所務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

（使用料）

- 第5条 センターの設備を利用しようとする者は、その都度使用料を納めなければならない。
- 2 前項の使用料の額は、別表に定める額に100分の110を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)とする。
- 3 既納の使用料は、返還しない。

（使用料の減免）

第6条 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

（雑則）

第7条 この条例に定めのあるものを除くほか、必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年3月22日条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成元年3月25日条例第26号）

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行し、改正後の熊本県工業技術センター条例の規定は、同日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。（後略）

附 則（平成4年3月22日条例第30号）

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成7年3月16日条例第24号）

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成9年3月25日条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成10年3月25日条例第10号）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成12年3月23日条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成13年3月23日条例第16号）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成19年3月16日条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成23年3月23日条例第20号）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成25年3月28日条例第24号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日条例第29号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成31年3月22日条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例中別表の改正規定及び次項の規定は平成31年4月1日から、第5条第2項の改正規定及び附則第3項の規定は平成31年10月1日から施行する。（後略）

附 則（令和4年3月23日条例第12号）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。（後略）

別表（第5条関係）

設備	単位	金額
化学試験・化学加工設備	1台30分につき	240円以上3,690円以下の範囲内で知事が定める額
食品試験・食品加工設備	1台30分につき	70円以上4,050円以下の範囲内で知事が定める額
機械試験・機械加工設備	1台30分につき	140円以上3,490円以下の範囲内で知事が定める額
金属試験・金属加工設備	1台30分につき	190円以上4,280円以下の範囲内で知事が定める額
電気試験・電気加工設備	1台30分につき	170円以上1,860円以下の範囲内で知事が定める額
有機薄膜試験 ・有機薄膜加工設備	1台30分につき	180円以上6,020円以下の範囲内で知事が定める額
電気自動車用急速充電器	1回30分につき	480円

備考 使用時間が30分未満のとき、又は使用時間に30分未満の端数があるときは、30分として計算する。

熊本県工業試験場処務規程を次のように定める。

熊本県産業技術センター処務規程

(目的)

第1条 この規程は、熊本県産業技術センター(以下「センター」という。)の処務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 センターに次の室を置く。

- (1) 総務管理室
- (2) 技術交流企画室
- (3) ものづくり室
- (4) 材料・地域資源室
- (5) 食品加工技術室

(次長等)

第3条 センターに次長を置く。

- 2 次長は、所長の命を受け、所長を補佐する。
- 3 各室にそれぞれ室長を置く。
- 4 室長は、所長の命を受け、担当事務を処理する。
- 5 センターに審議員を置くことができる。
- 6 審議員は、上司の命を受け、産業技術の試験研究に関する重要な事項を審議する。
- 7 センターに、首席研究主幹を置くことができる。
- 8 首席研究主幹は、上司の命を受け、研究に関する特命の事務を処理する。
- 9 センターに、主幹、研究主幹、参事及び研究参事を置くことができる。
- 10 主幹は、上司の命を受け、特命の担当事務を処理する。
- 11 研究主幹は、上司の命を受け、研究に関する事務を処理する。
- 12 参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。
- 13 研究参事は、上司の命を受け、試験研究に関する業務に従事する。

(分掌事務)

第4条 各室の分掌事務は、次のとおりとする。

総務管理室

- (1) 公印に関すること。
- (2) 所属職員の人事及び服務に関すること。
- (3) 文書に関すること。
- (4) 経理に関すること。
- (5) 県有財産の管理並びに物品及び製作品の出納保管及び検収に関すること。
- (6) 所内事務の統一調整及び取締りに関すること。
- (7) 計量関係の登録及び届出並びに適正計量管理事業所の指定に関すること。
- (8) 計量器の検定及び検査並びに基準器の検査に関すること。
- (9) 計量取締に関すること。

- (10) 適正な計量の実施を確保するための指導、普及及び啓発に関すること。
- (11) その他他室に属しないこと。

技術交流企画室

- (1) 技術情報の収集及び分析並びに技術交流企画に関すること。
- (2) センターの広報及び産業技術の普及促進に関すること。
- (3) 試験研究等の総合調整及び企画に関すること。
- (4) 試験施設及び設備の利用に関すること。
- (5) 県内工業団体、研究機関等との連携及び調整に関すること。
- (6) 情報技術の試験研究及び指導に関すること。
- (7) 工業デザイン及び商品企画の研究開発及び指導に関すること。
- (8) 知的財産権及び技術革新の促進に関すること。

ものづくり室

- (1) 生産加工技術の試験研究及び指導に関すること。
- (2) 生産管理技術の試験研究及び指導に関すること。
- (3) 電子技術の試験研究及び指導に関すること。

材料・地域資源室

- (1) 工業材料技術の試験研究及び指導に関すること。
- (2) 地域資源の試験研究及び指導に関すること。

食品加工技術室

- (1) 微生物応用技術の試験研究及び指導に関すること。
- (2) 食品関連企業等の加工及び流通技術の試験研究及び指導に関すること。
- (3) 県産農産物等の加工及び流通技術の試験研究及び技術指導並びに研修に関すること。
- (4) 県産農産物等を利用した製品開発の企画及び総合調整に関すること。

(専決事項)

第5条 所長は、次の事項を専決するものとする。

- (1) 所属職員の担当事務の決定に関すること。
- (2) 熊本県職員服務規程(昭和31年熊本県訓令第1984号の2)の規定に基づく服務に関すること。
- (3) 所属職員の旅行命令(所長の県外旅行命令を除く。)及び当該旅行に係る復命に関すること。
- (4) 所属職員の時間外勤務等の命令に関すること。
- (5) 熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)第11条から第15条までの規定による行政文書の開示請求に対する決定等に関すること。
- (6) 熊本県情報公開条例附則第7項の規定による行政文書の開示の申出の処理に関すること。
- (7) 熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第19条の規定による個人情報の開示請求に対する決定等に関すること。
- (8) 熊本県個人情報保護条例第25条の規定による個人情報の訂正請求に対する決定等に関すること。
- (9) 熊本県個人情報保護条例第25条の7の規定による個人情報の利用停止請求に対する決定等に関すること。
- (10) 第6号から第8号までに定めるものを除くほか、所掌事務に係る文書の閲覧及び写しの交付の承認に関すること。
- (11) 所長が管理する行政財産の使用許可及び公有財産の貸付けに関すること(熊本県公有財産取扱規則(昭和39年熊本県規則第17号)第11条ただし書の規定により総務部長において合議の必要がないと認めるものに限る。)
- (12) 光熱水費、複写器使用料及び電話料の支出負担行為をすること。
- (13) 400万円未満の支出負担行為(リース契約に限る。)をすること。

- (14) 1,000万円未満の支出負担行為(測量、調査、試験及び設計の委託以外の委託に限る。)をすること。
- (15) 200万円未満の支出負担行為(物品の購入及び修繕に限る。)をすること。
- (16) 100万円未満の支出負担行為(第12号から前号までに定めるものを除く。)をすること。
- (17) 1,000万円未満の受託研究契約を締結すること。
- (18) 熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第7条第4項の規定に基づく会計職員の任免に関する事。
- (19) 設備の一時使用承認に関する事。
- (20) 製作品の価格決定及び払下げ並びに依頼事項の受理及び費用弁償額の決定に関する事。
- (21) 熊本県産業技術センター条例(昭和27年熊本県条例第42号)及び熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)に基づく使用料及び手数料額の決定に関する事。
- (22) 計量法(平成4年法律第51号)第10条の規定に基づく勧告及び公表に関する事。
- (23) その他軽易な事項に関する事。

2 所長は、あらかじめ指定した次長に次の事項について専決させることができる。

- (1) 熊本県職員服務規程の規定に基づく服務(次長の服務を除く。)に関する事。
- (2) 職員の旅行命令(次長の県外旅行命令を除く。)及び当該旅行に係る復命に関する事。
- (3) 職員の時間外勤務等の命令に関する事。
- (4) 光熱水費、複写器使用料及び電話料の支出負担行為をすること。
- (5) 400万円未満の支出負担行為(リース契約に限る。)をすること。
- (6) 1,000万円未満の支出負担行為(測量、調査、試験及び設計の委託以外の委託に限る。)をすること。
- (7) 200万円未満の支出負担行為(物品の購入及び修繕に限る。)をすること。
- (8) 100万円未満の支出負担行為(第4号から前号までに定めるものを除く。)をすること。
- (9) 1,000万円未満の受託研究契約を締結すること。
- (10) 設備の一時使用承認に関する事。
- (11) その他軽易な事項に関する事。

3 総務管理室長は、次の事項を専決するものとする。

- (1) 計量関係の登録に関する事。
- (2) 計量器の検定に関する事。
- (3) 計量器の定期検査に関する事。
- (4) 基準器の検査に関する事。
- (5) 計量法に基づく諸申請の調査及び照会に関する事。
- (6) 計量法に基づく諸届書の処理に関する事。
- (7) 計量に関する報告の徴収に関する事。
- (8) 計量法に基づく特定市の長との協議に関する事。

(代決)

第6条 所長が不在であるときは、次長が所長の事務を代決することができる。

2 所長及び次長がともに不在であるときは、総務管理室長が所長の事務を代決することができる。

(雑則)

第7条 この規程に定のあるものを除く外、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この訓令は、昭和31年6月1日から施行し、昭和31年3月24日から適用する。(後略)

附 則 (昭和31年10月22日訓令第1984号の3)

この訓令は、昭和31年10月1日から適用する。

附 則（昭和32年6月29日訓令甲第26号）

この訓令は、昭和32年6月10日から適用する。

附 則（昭和36年9月1日訓令甲第32号）

1 この訓令は、昭和36年9月1日から施行する。（後略）

附 則（昭和37年1月1日訓令甲第4号）

この訓令は、昭和37年1月1日から施行する。

附 則（昭和38年3月30日訓令甲第7号）

この訓令は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（昭和38年10月26日訓令甲第47号）

この訓令は、昭和39年1月1日から施行する。

附 則（昭和39年3月31日訓令甲第5号）

この訓令は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和40年8月1日訓令甲第24号の2）

この訓令は、(中略)昭和40年8月1日から施行する。

附 則（昭和41年3月22日訓令甲第4号）

この訓令は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭和42年8月15日訓令甲第47号）

この訓令は、昭和42年8月15日から施行する。

附 則（昭和43年5月7日訓令甲第15号）

1 この訓令は、昭和43年7月1日から施行する。（後略）

附 則（昭和44年8月1日訓令甲第35号）

この訓令は、昭和44年8月1日から施行する。

附 則（昭和45年3月31日訓令第4号の2）

1 この訓令は、昭和45年4月1日から施行する。（後略）

附 則（昭和46年6月30日訓令第30号）

この訓令は、昭和46年7月1日から施行する。

附 則（昭和47年3月31日訓令第45号）

この訓令は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年7月31日訓令第38号）

この訓令は、昭和49年8月1日から施行する。

附 則（昭和53年4月1日訓令第7号）

この訓令は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年7月17日訓令第19号）

この訓令は、昭和53年7月17日から施行する。

附 則（昭和58年3月30日訓令第11号）

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年6月30日訓令第17号）

この訓令は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則（昭和59年4月28日訓令第4号）

この訓令は、昭和59年5月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月26日訓令第8号）

この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月26日訓令第15号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。（後略）

附 則（昭和60年12月24日訓令第36号）

この訓令は、昭和60年12月24日から施行する。

附 則（昭和61年12月24日訓令第22号）

この訓令は、昭和62年1月1日から施行する。

附 則（昭和63年9月28日訓令第23号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、昭和63年10月1日から施行する。（後略）

附 則（平成元年3月31日訓令第9号）

- 1 この訓令は、平成元年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成4年3月31日訓令第11号）

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日訓令第3号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日訓令第29号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日訓令第19号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日訓令第10号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日訓令第27号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第11号）

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成20年3月31日訓令第12号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月20日訓令第44号）

この訓令は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日訓令第13号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日訓令第50号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月3日訓令第1号)

この訓令は、平成28年3月3日から施行する。

附 則(令和2年3月31日訓令第35号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

参考資料3 熊本県産業技術センターカスタムメイド試験研究実施要綱

熊本県産業技術センターカスタムメイド試験研究実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、熊本県産業技術センター(以下「センター」という。)におけるカスタムメイド試験研究の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、カスタムメイド試験研究とは、企業等(以下「委託者」という。)からの委託を受けて公務として行う研究、試験、評価、調査等であって、これに要する経費(以下「委託料」という。)を委託者が負担するものをいう。

(委託料の見積依頼)

第3条 カスタムメイド試験研究の申込みをしようとする委託者は、カスタムメイド試験研究に必要な委託料を申込みにあたり事前に把握するため、熊本県(以下「県」という。)に、カスタムメイド試験研究の委託料の見積りを依頼するものとする。

(委託料見積書の提出)

第4条 前条の規定により委託料の見積依頼書が提出されたときは、県は見積依頼者に委託料の見積書を提出するものとする。

(カスタムメイド試験研究の申請)

第5条 前条の見積書の内容に同意のうえ、カスタムメイド試験研究の申込みをしようとする委託者は、県に、カスタムメイド試験研究申込書を提出するものとする。

(カスタムメイド試験研究の受入れ)

第6条 県は、前条の申請があった場合には、当該カスタムメイド試験研究が次に掲げる項目のいずれかに該当し、かつ、センターの業務遂行上支障がないと認められた場合に受け入れるものとする。

(1) 熊本県内に事業所を有する企業者及びこれらで組織される団体の製品及び製造工程の開発・改良等に寄与するもの。

(2) 県の産業振興に寄与するもの。

2 県は、前項により当該試験研究を受け入れることを決定したときは、カスタムメイド試験研究の受け入れに関する通知書により委託者に通知する。

(カスタムメイド試験研究契約)

第7条 前条の規定により受入れの決定をしたカスタムメイド試験研究について、県と委託者は、カスタムメイド試験研究に関する契約(以下、「契約」という)を締結するものとする。

2 前項の場合において、契約の額が100万円以下の契約については、県は契約書の作成を省略することができる。

(委託料)

第8条 委託者は、前条の規定により締結した契約に定める委託料を支払うものとする。

2 前項の委託料は、カスタムメイド試験研究に必要な経費及び技術ノウハウ料並びに当該試験研究に伴いセンターの設備を使用する場合の機器使用料の合計額とする。ただし、当該試験研究の遂行後、精算額が委託料を下回ったときは、その精算額をもって委託料とする。

3 前項の技術ノウハウ料及び機器使用料の算定基準については、産業技術センター所長が別に定める。

(委託料により取得した設備等の帰属)

第9条 委託料により取得した設備等は、県に帰属するものとする。

(委託者からの研究用資材及び設備の提供)

第10条 県は、委託者からカスタムメイド試験研究に伴う研究用資材及び設備(以下「研究用資材等」という。)の提供を受けることができる。

2 県は、前項の研究用資材等について、センターの職員が故意又は重大な過失によって損害を与えた場合を除き、当該研究用資材等の損害につき賠償する責を負わないものとする。

3 県は、カスタムメイド試験研究が終了し、若しくは中止し、又はカスタムメイド試験研究実施期間が満了(以下「カスタムメイド試験研究完了」という。)したときは、研究用資材等について、カスタムメイド試験研究完了時の状態で委託者に返還するものとする。この場合において、撤去及び搬出に要する経費は、委託者の負担とする。

4 県は、委託者から提供された研究用資材等を、契約終了後に協議の上、無償で譲り受けることができるものとする。

(委託者からの研究員の派遣)

第11条 県は、委託者が当該委託者に所属する従業員等を研究員としてセンターに派遣することを、カスタムメイド試験研究実施期間内に限り認めることができる。

(研究の遂行)

第12条 県は、本カスタムメイド試験研究を自己の責任において行うこととし、その実施に当たり被った損害については、委託者に対してその賠償を請求しない。ただし、委託者の提供物品や情報等にかしがあったことに起因して県が損害を被ったときは、委託者は県の損害を賠償するものとする。

(委託料の未納等による契約の解除)

第13条 次の各号に該当するとき、県は契約を解除することができる。

(1) 委託者が委託料を期日までに支払わないとき、又は研究用資材等を期限までに提供しないとき。

(2) 次のアからウまでのいずれかに該当するとき。

ア 委託者が熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号。以下この号において「条例」という。)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者であると認められるとき。

イ 委託者の役員または使用人(条例第2条第4号に規定する公安委員会規則で定める使用人をいう。以下この号において同じ。)が委託者若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。

ウ 委託者の役員又は使用人が委託者の行う事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、法第2条第6号に規定する暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益を供与したと認められるとき。

2 前項の場合において、県は、原則として委託者が既に支払った委託料は返還しない。

(天災等による契約の解除)

第14条 県は、天災その他やむを得ない事由があるためカスタムメイド試験研究の遂行が困難となった場合は、当該カスタムメイド試験研究を中止することができる。

2 前項の規定によるカスタムメイド試験研究の中止に伴い、カスタムメイド試験研究契約を解除するときは、委託者が支払った委託料から既に支出された経費を控除した額の全額又は一部の額を返還する。

3 県は、カスタムメイド試験研究が天災その他やむを得ない事由により契約期間内に終了しなかったときは、その責めを負わない。

4 委託者からの申出によるカスタムメイド試験研究の中止に伴い、契約を解除する場合には、原則として委託者が既に支払った委託料は返還しない。

(カスタムメイド試験研究の完了)

第15条 県は、カスタムメイド試験研究完了時は、遅滞なく、その結果についてカスタムメイド試験研究報告書により委託者に報告しなければならない。

(委託料の精算)

第16条 県は、カスタムメイド試験研究を終了し、又は中止したときは、前条の報告により、遅滞なく委託料の精算を行い、その精算額が委託者が既に支払った委託料に満たないときは、その差額を委託者に返還するものとする。

(試験研究結果による委託料の不還付)

第17条 委託者は、委託者の期待した試験研究結果が得られていないという理由で、委託料の返還を県に要求できない。

(秘密保持)

第18条 委託者は、カスタムメイド試験研究において知り得た情報を秘密として保持しなければならないものとし、県は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第34条に規定する守秘義務を遵守し、委託者の不利益とならないよう配慮するものとする。

(特許を受ける権利)

第19条 カスタムメイド試験研究の実施により得られた発明等に係る特許を受ける権利の持分は、発明への貢献度に応じて、県と委託者が協議の上で定めるものとする。

2 前項により発生した発明等の業務を担当した熊本県職員の権利の継承については、熊本県職務発明等に関する規程(平成30年3月30日訓令第25号改正)に基づき取扱いを決定するものとする。

3 前2項の規定により県と委託者が共同で特許出願する場合は、共同出願契約を締結するものとする。

(準用)

第20条 前条の規定は、実用新案権及び実用新案登録を受ける権利、意匠権及び意匠登録を受ける権利、プログラム等の著作権並びに回路配置利用権及び回路配置利用の登録を受ける権利について準用する。

(カスタムメイド試験研究完了後の成果の報告)

第21条 県は、カスタムメイド試験研究完了後、本カスタムメイド試験研究の展開状況について、委託者に報告を求めることができる。

(補則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月 2日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、令和3年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条、第4条、第5条及び第8条の規定は、改正規定の施行の日以後の申込みに係るカスタムメイド試験研究から適用し、同日前の申込みに係るカスタムメイド試験研究については、なお従前の例による。

熊本県産業技術センター

〒862-0901 熊本市東区東町三丁目11番38号

TEL: 096-368-2101 (代表) FAX: 096-369-1938

TEL: 096-368-2117 (総合相談窓口専用)

発行者：熊本県 所 属：産業技術センター 発行年度：令和4年度

ホームページアドレス <https://www.kumamoto-iri.jp/>